

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後	改正前
<p>《省略用語例》 この通達において使用した省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示す。 措置法……………租税特別措置法（昭和32年法律第26号） 措置法令……………租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号） 措置法規則……………租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）</p>	<p>(同左)</p>
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>[措置法第69条の5((特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例))関係] (省略)</p> <p>[措置法第70条の2の4((直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例))関係]</p> <p><u>70の2の4-1 直系尊属の範囲</u></p> <p><u>70の2の4-2 特例贈与財産と一般贈与財産がある場合の贈与税額の計算</u></p> <p>[措置法第70条の2の5((相続時精算課税適用者の特例))関係]</p> <p><u>70の2の5-1 年の中途において贈与者の孫になった場合</u></p> <p><u>70の2の5-2 相続時精算課税関係通達の準用</u></p> <p>[措置法第70条の4((農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予及び免除))関係] (省略)</p> <p>[措置法第70条の6((農地等についての相続税の納税猶予及び免除等))関係] (省略)</p> <p>[措置法第70条の6の4((山林についての相続税の納税猶予及び免除))関係] (省略)</p> <p>[措置法第70条の7((非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除))関係]</p> <p>70の7-1~70の7-13 (省略)</p> <p>70の7-14 認定贈与承継会社等が外国会社、<u>上場会社</u>又は医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の贈与税額の計算の基となる特例受贈非上場株式等の価額</p> <p>70の7-15~70の7-26 (省略) (削除)</p> <p>70の7-27~70の7-44 (省略)</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>[措置法第69条の5((特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例))関係] (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>[措置法第70条の4((農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予))関係] (同左)</p> <p>[措置法第70条の6((農地等についての相続税の納税猶予等))関係] (同左)</p> <p>[措置法第70条の6の4((山林についての相続税の納税猶予))関係] (同左)</p> <p>[措置法第70条の7((非上場株式等についての贈与税の納税猶予))関係]</p> <p>70の7-1~70の7-13 (同左)</p> <p>70の7-14 認定贈与承継会社等が外国会社又は医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の贈与税額の計算の基となる特例受贈非上場株式等の価額</p> <p>70の7-15~70の7-26 (同左)</p> <p><u>70の7-26の2 認定贈与承継会社から受けた給与等の意義</u></p> <p>70の7-27~70の7-44 (同左)</p>

改正後	改正前
70の7-45 猶予中贈与税額の再計算に係る申請書が申請期限までに提出されない場合等	(新設)
70の7-46 債務処理計画が成立した日の意義	(新設)
70の7-47 認可決定日後に確定事由が生じた場合	(新設)
70の7-48 特例受贈非上場株式等の認可決定日における価額の意義	(新設)
70の7-49 納税猶予期限の繰り上げに該当することとなった日	(新設)
70の7-50 措置法第70条の7第30項各号の価額の意義 〔措置法第70条の7の2((非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除))関係〕	70の7-45 措置法第70条の7第24項各号の価額の意義 〔措置法第70条の7の2((非上場株式等についての相続税の納税猶予))関係〕
70の7の2-1~70の7の2-15 (省略)	70の7の2-1~70の7の2-15 (同左)
70の7の2-16 認定承継会社等が外国会社、上場会社又は医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる特例非上場株式等の価額	70の7の2-16 認定承継会社等が外国会社又は医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる特例非上場株式等の価額
70の7の2-16の2~70の7の2-48 (省略)	70の7の2-16の2~70の7の2-48 (同左)
70の7の2-49 猶予中相続税額の再計算に係る申請書が申請期限までに提出されない場合等	(新設)
70の7の2-50 債務処理計画が成立した日の意義	(新設)
70の7の2-51 認可決定日後に確定事由が生じた場合	(新設)
70の7の2-52 特例非上場株式等の認可決定日における価額の意義	(新設)
70の7の2-53 納税猶予期限の繰り上げに該当することとなった日	(新設)
70の7の2-54 措置法第70条の7の2第30項各号の価額の意義 〔措置法第70条の7の4((非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除))関係〕	70の7の2-49 措置法第70条の7の2第24項各号の価額の意義 〔措置法第70条の7の4((非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予))関係〕
70の7の4-1~70の7の4-5 (省略)	70の7の4-1~70の7の4-5 (同左)
70の7の4-6 認定相続承継会社等が外国会社、上場会社又は医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる特例相続非上場株式等の価額	70の7の4-6 認定相続承継会社等が外国会社又は医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる特例相続非上場株式等の価額
70の7の4-6の2~70の7の4-7 (省略)	70の7の4-6の2~70の7の4-7 (同左)
70の7の4-7の2 確定事由となる常時使用従業員の数	(新設)
70の7の4-8~70の7の4-12 (省略)	70の7の4-8~70の7の4-12 (同左)

改正後	改正前
<p>〔措置法第69条の5（特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例）関係〕</p> <p>（特定受贈森林経営計画対象山林である特定計画山林）</p> <p>69の5-2 . . .</p> <p>(1) 被相続人である相続税法第21条の9第5項に規定する特定贈与者（以下69の5-15までにおいて「特定贈与者」という。）又は当該特定贈与者から贈与（相続時精算課税の適用を受ける財産に係る贈与に限る。以下69の5-15までにおいて同じ。）により特定受贈森林経営計画対象山林を取得した当該特定贈与者の推定相続人（<u>孫を含む。以下69の5-7までにおいて同じ。</u>）が当該贈与の前に市町村長等の認定を受けていた森林経営計画の定められている区域内に存するものであること。</p> <p>(2) . . .</p> <p>（特定計画山林の特例と小規模宅地等の特例を重複適用する場合の限度額の計算等）</p> <p>69の5-12 措置法第69条の4第1項の規定の適用を受けようとする措置法第69条の5第5項に規定する選択宅地等面積（以下69の5-12において「選択宅地等面積」という。）が<u>200㎡</u>に満たない場合において、同項の規定により同条第1項の規定の適用を受けることができる特定計画山林の価額の限度額は、次の算式により計算した価額となることに留意する。</p> $A \times \frac{200\text{㎡} - B}{200\text{㎡}}$ <p>(注) 1 措置法第69条の5第5項の規定により、同条第2項第3号イ又はロの要件を満たす特定計画山林相続人等が選択した全ての特定森林経営計画対象山林又は特定受贈森林経営計画対象山林（以下69の5-12において「特定（受贈）森林経営計画対象山林」という。）である特定計画山林（以下69の5-12において「選択山林」という。）又は小規模宅地等について、同条第1項又は措置法第69条の4第1項の適用を受ける場合において、上記の計算に該当するときを算式で示せば、次のとおりとなる。</p> $B + \left(200\text{㎡} \times \frac{C}{A} \right) \leq 200\text{㎡}$ <p>2 算式中の符号は次のとおりである。</p> <p>Aは、措置法第69条の5第2項第3号イ又はロの要件を満たす特定計画山林相続人等に係る全ての特定（受贈）森林経営計画対象山林である特定計画山林の価額の合計額</p> <p>Bは、選択宅地等面積</p> <p>Cは、選択山林の価額の合計額</p>	<p>〔措置法第69条の5（特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例）関係〕</p> <p>（特定受贈森林経営計画対象山林である特定計画山林）</p> <p>69の5-2 . . .</p> <p>(1) 被相続人である相続税法第21条の9第5項に規定する特定贈与者（以下69の5-15までにおいて「特定贈与者」という。）又は当該特定贈与者から贈与（相続時精算課税の適用を受ける財産に係る贈与に限る。以下69の5-15までにおいて同じ。）により特定受贈森林経営計画対象山林を取得した当該特定贈与者の推定相続人が当該贈与の前に市町村長等の認定を受けていた森林経営計画の定められている区域内に存するものであること。</p> <p>(2) . . .</p> <p>（特定計画山林の特例と小規模宅地等の特例を重複適用する場合の限度額の計算等）</p> <p>69の5-12 措置法第69条の4第1項の規定の適用を受けようとする措置法第69条の5第5項に規定する選択宅地等面積（以下69の5-12において「選択宅地等面積」という。）が<u>400㎡</u>に満たない場合において、同項の規定により同条第1項の規定の適用を受けることができる特定計画山林の価額の限度額は、次の算式により計算した価額となることに留意する。</p> $A \times \frac{400\text{㎡} - B}{400\text{㎡}}$ <p>(注) 1 措置法第69条の5第5項の規定により、同条第2項第3号イ又はロの要件を満たす特定計画山林相続人等が選択した全ての特定森林経営計画対象山林又は特定受贈森林経営計画対象山林（以下69の5-12において「特定（受贈）森林経営計画対象山林」という。）である特定計画山林（以下69の5-12において「選択山林」という。）又は小規模宅地等について、同条第1項又は措置法第69条の4第1項の適用を受ける場合において、上記の計算に該当するときを算式で示せば、次のとおりとなる。</p> $B + \left(400\text{㎡} \times \frac{C}{A} \right) \leq 400\text{㎡}$ <p>2 算式中の符号は次のとおりである。</p> <p>Aは、措置法第69条の5第2項第3号イ又はロの要件を満たす特定計画山林相続人等に係る全ての特定（受贈）森林経営計画対象山林である特定計画山林の価額の合計額</p> <p>Bは、選択宅地等面積</p> <p>Cは、選択山林の価額の合計額</p>

改正後	改正前
<p><u>〔措置法第70条の2の4（（直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例）関係）</u></p> <p><u>（直系尊属の範囲）</u></p> <p><u>70の2の4-1 措置法第70条の2の4第1項に規定する「直系尊属」については、70の2-1（（直系尊属の範囲））を準用する。</u></p> <p><u>（特例贈与財産と一般贈与財産がある場合の贈与税額の計算）</u></p> <p><u>70の2の4-2 贈与により措置法第70条の2の4第1項の規定の適用を受ける財産（以下「特例贈与財産」という。）を取得した者がその年中に贈与により同項の規定の適用を受けない財産（以下「一般贈与財産」という。）を取得した場合における贈与税額の算出方法を算式で示せば、次のとおりである。</u></p> <p><u>贈与税額 = A + B</u></p> <p><u>（注）1 Aは、次の算式により計算する。</u></p> $A = C \times \text{特例税率} \times \frac{\text{特例贈与財産の価額}}{\text{合計贈与価額}}$ <p><u>2 Bは、次の算式により計算する。</u></p> $B = C \times \text{一般税率} \times \frac{\text{一般贈与財産の価額}}{\text{合計贈与価額}}$ <p><u>3 上記1及び2のCは、措置法第70条の2の3及び相続税法第21条の6（以下70の2の4-2において「贈与税の配偶者控除」という。）の規定による控除後の課税価格をいう。</u></p> <p><u>4 上記1の「特例税率」とは、措置法70条の2の4第1項に掲げる税率をいう。</u></p> <p><u>5 上記2の「一般税率」とは、法第21条の7に掲げる税率をいう。</u></p> <p><u>6 上記1及び2の「合計贈与価額」とは、贈与があった年中に贈与により取得した財産の合計額で、贈与税の課税価格の計算の基礎に算入されるものに限り、贈与税の配偶者控除後のものをいう。</u></p> <p><u>7 上記2の「一般贈与財産の価額」とは、一般贈与財産の価額で、贈与税の配偶者控除後のものをいう。</u></p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>
<p><u>〔措置法第70条の2の5（（相続時精算課税適用者の特例）関係）</u></p> <p><u>（年の中途において贈与者の孫になった場合）</u></p> <p><u>70の2の5-1 年の中途において、その年の1月1日において20歳以上の者が同日において60歳以上の者の孫になったことから、措置法第70条の2の5第2項の規定により相続時精算課税が適</u></p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

改正後	改正前
<p>用されない贈与があるときにおける当該贈与により取得した財産に係る贈与税額は、暦年課税により計算することとなり、<u>相続税法第21条の5（措置法第70条の2の3を含む。）の規定の適用があることに留意する。</u></p> <p><u>（相続時精算課税関係通達の準用）</u></p> <p><u>70の2の5-2 相続税法基本通達19-11（（相続時精算課税適用者に対する法第19条の規定の適用）、21の9-2（「相続時精算課税選択届出書」の提出先等）、21の9-3（提出期限後に「相続時精算課税選択届出書」が提出された場合）及び21の9-5（住所又は居所を証する書類）から21の18-2（相続人が2人以上いる場合）までについては、措置法第70条の2の5第1項に規定する贈与をした者の孫が同条の規定の適用を受ける場合について準用する。</u></p> <p>〔措置法第70条の4（農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予及び免除）関係〕</p> <p>〔措置法第70条の6（農地等についての相続税の納税猶予及び免除等）関係〕</p> <p>〔措置法第70条の6の4（山林についての相続税の納税猶予及び免除）関係〕</p> <p>〔措置法第70条の7（非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除）関係〕</p> <p>（特例受贈非上場株式等の意義等）</p> <p>70の7-2 . . .</p> <p>4 上記(1)の右欄の$C \times \frac{2}{3}$の数又は金額に1株又は1円未満の端数がある場合には、措置法第40条の8第2項（非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除）の規定により、その端数は切り上げることに留意する。</p> <p>（持分会社の持分等が担保提供された場合）</p> <p>70の7-9 措置法第70条の7第7項本文により認定贈与承継会社（持分会社又は株券不発行会社（会社法第117条第6項（株式の価格の決定等）に規定する株券発行会社（以下「株券発行会社」という。）以外の株式会社をいう。以下同じ。）に限る。）の持分又は株式を担保として提供を受け質権を設定した場合には、納税猶予期間中においては、当該持分又は株式から生じる配当その他の利益処分については、税務署長はその支払又は引渡し等を受けないことに留意する。</p> <p>（常時使用従業員の意義）</p>	<p>（新設）</p> <p>〔措置法第70条の4（農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予）関係〕</p> <p>〔措置法第70条の6（農地等についての相続税の納税猶予等）関係〕</p> <p>〔措置法第70条の6の4（山林についての相続税の納税猶予）関係〕</p> <p>〔措置法第70条の7（非上場株式等についての贈与税の納税猶予）関係〕</p> <p>（特例受贈非上場株式等の意義等）</p> <p>70の7-2 . . .</p> <p>4 上記(1)の右欄の$C \times \frac{2}{3}$の数又は金額に1株又は1円未満の端数がある場合には、措置法第40条の8第2項（非上場株式等についての贈与税の納税猶予）の規定により、その端数は切り上げることに留意する。</p> <p>（持分会社の持分が担保提供された場合）</p> <p>70の7-9 措置法第70条の7第7項本文により認定贈与承継会社（持分会社に限る。）の持分を担保として提供を受け質権を設定した場合には、納税猶予期間中においては、当該持分から生じる配当その他の利益処分については、税務署長はその支払い又は引渡し等を受けないことに留意する。</p> <p>（常時使用従業員の意義）</p>

改正後	改正前
<p>70の7-10 経営承継受贈者の親族であっても、措置法規則第23条の9第4項((非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除))に規定する者に該当すれば、当該親族は、措置法第70条の7第2項第1号イに規定する常時使用従業員に該当することに留意する。</p> <p>(特例の対象とならない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義)</p> <p>70の7-11 . . .</p> <p>(1) . . .</p> <p>C = 当該いずれかの日以前5年以内において経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者と特別の関係がある者(措置法令第40条の8第10項に規定する者をいう。)がその会社から受けた次のa及びbに掲げる額の合計額</p> <p>a . . .</p> <p>b . . .</p> <p>(注) 措置法第70条の7第2項第8号に規定する資産保有型会社に該当するかどうかの判定において、措置法令第40条の8第20項第2号に規定する法人税法第34条又は第36条の規定により当該会社の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなる金額がある場合で、. . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(認定贈与承継会社から支給された給与等の意義)</p> <p>70の7-11の2 措置法令第40条の8第20項第2号に規定する「給与(債務の免除による利益その他の経済的な利益)とは、特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社(以下70の7-11の2において「当該認定贈与承継会社」という。)から特例受贈非上場株式等に係る経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者と特別の関係がある者(措置法令第40条の8第10項に規定する者をいう。)(以下70の7-11の2において「当該経営承継受贈者等」という。)に対し支給された給与(当該認定贈与承継会社の使用人としての給与を含む。)及び. . .</p> <p>(経営承継受贈者を判定する場合等の議決権の数の意義)</p> <p>70の7-12 . . .</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(注) 1 . . .</p> <p>2 措置法令第40条の8第1項第1号及び第2号の要件、措置法規則第23条の9第32項第1号及び第2号の要件、措置法令第40条の8第6項の特別の関係がある会社並びに同条第10</p>	<p>70の7-10 経営承継受贈者の親族であっても、措置法規則第23条の9第4項((非上場株式等についての贈与税の納税猶予))に規定する者に該当すれば、当該親族は、措置法第70条の7第2項第1号イに規定する常時使用従業員に該当することに留意する。</p> <p>(特例の対象とならない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義)</p> <p>70の7-11 . . .</p> <p>(1) . . .</p> <p>C = 当該いずれかの日以前5年以内において経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者と特別の関係がある者(措置法令第40条の8第11項に規定する者をいう。)がその会社から受けた次のa及びbに掲げる額の合計額</p> <p>a . . .</p> <p>b . . .</p> <p>(注) 措置法第70条の7第2項第8号に規定する資産保有型会社に該当するかどうかの判定において、措置法令第40条の8第21項第2号に規定する法人税法第34条又は第36条の規定により当該会社の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなる金額がある場合で、. . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(認定贈与承継会社から支給された給与等の意義)</p> <p>70の7-11の2 措置法令第40条の8第21項第2号に規定する「給与(債務の免除による利益その他の経済的な利益)とは、特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社(以下70の7-11の2において「当該認定贈与承継会社」という。)から特例受贈非上場株式等に係る経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者と特別の関係がある者(措置法令第40条の8第11項に規定する者をいう。)(以下70の7-11の2において「当該経営承継受贈者等」という。)に対し支給された給与(当該認定贈与承継会社の使用人としての給与を含む。)及び. . .</p> <p>(経営承継受贈者を判定する場合等の議決権の数の意義)</p> <p>70の7-12 . . .</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(注) 1 . . .</p> <p>2 措置法令第40条の8第1項第1号及び第2号の要件、措置法規則第23条の9第32項第1号及び第2号の要件、措置法令第40条の8第6項の特別の関係がある会社並びに同条第11</p>

改正後	改正前
<p>項の特別の関係がある者を判定する場合も上記に準じて行うことに留意する。</p> <p>(認定贈与承継会社等が外国会社、上場会社又は医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の贈与税額の計算の基となる特例受贈非上場株式等の価額)</p> <p>70の7-14 特例受贈非上場株式等について措置法第70条の7第1項の規定の適用を受ける場合において、贈与の時に、特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社又は当該認定贈与承継会社の特別関係会社（措置法令第40条の8第6項の特別の関係がある会社をいう。以下70の7-14の2までにおいて同じ。）であって当該認定贈与承継会社との間に支配関係がある法人（以下70の7-14の2までにおいて「特別支配関係法人」という。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（当該認定贈与承継会社の特別関係会社に該当するものに限る。）、<u>措置法令第40条の8第11項第1号に掲げる法人（当該認定贈与承継会社が措置法第70条の7第2項第8号に規定する資産保有型会社又は同項第9号に規定する資産運用型会社（以下「資産保有型会社等」という。）に該当する場合に限る。）又は措置令第40条の8第11項第2号に掲げる医療法人（以下70の7-14の2までにおいて「外国会社等」という。）の株式等（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第14項に規定する投資口を含む。）を有するときにおける措置法第70条の7第2項第5号に規定する納税猶予分の贈与税額（以下70の7の3-1までにおいて「納税猶予分の贈与税額」という。）の計算の基となる当該特例受贈非上場株式等の価額は、当該認定贈与承継会社又は当該認定贈与承継会社の特別支配関係法人の株式等の価額の計算において適用する評価基本通達の定めを基礎とし、次に掲げる場合の区分により計算した価額となることに留意する。</u></p> <p>この場合において、「当該外国会社等の株式等を有していなかったものとして計算した」価額とは、当該特例受贈非上場株式等の価額を評価基本通達の定めにより計算した価額を基礎とし、当該認定贈与承継会社又は当該認定贈与承継会社の特別支配関係法人が有していなかったものとされる外国会社等の株式等の価額及び当該外国会社等から受けた配当金に相当する金額を除外したところで計算した場合の当該株式等の価額とする。</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(特例受贈非上場株式等に係る贈与者又は認定贈与承継会社が2以上ある場合の納税猶予分の贈与税額の計算)</p> <p>70の7-14の2 . . .</p> <p>1 当該特例受贈非上場株式等に係る経営承継受贈者がある年中において特例対象贈与により取得をしたすべての認定贈与承継会社の当該特例受贈非上場株式等の価額の合計額を当該経</p>	<p>項の特別の関係がある者を判定する場合も上記に準じて行うことに留意する。</p> <p>(認定贈与承継会社等が外国会社又は医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の贈与税額の計算の基となる特例受贈非上場株式等の価額)</p> <p>70の7-14 特例受贈非上場株式等について措置法第70条の7第1項の規定の適用を受ける場合において、贈与の時に、特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社又は当該認定贈与承継会社の特別関係会社（措置法令第40条の8第6項の特別の関係がある会社をいう。以下70の7-14の2までにおいて同じ。）であって当該認定贈与承継会社との間に支配関係がある法人（以下70の7-14の2までにおいて「特別支配関係法人」という。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（当該認定贈与承継会社の特別関係会社に該当するものに限る。<u>以下70の7-14において同じ。</u>）又は措置法令第40条の8第12項に定める医療法人（以下70の7-14の2までにおいて「外国会社等」という。）の株式等を有するときにおける措置法第70条の7第2項第5号に規定する納税猶予分の贈与税額（以下70の7の3-1までにおいて「納税猶予分の贈与税額」という。）の計算の基となる当該特例受贈非上場株式等の価額は、当該認定贈与承継会社又は当該認定贈与承継会社の特別支配関係法人の株式等の価額の計算において適用する評価基本通達の定めを基礎とし、次に掲げる場合の区分により計算した価額となることに留意する。</p> <p>この場合において、「当該外国会社等の株式等を有していなかったものとして計算した」価額とは、当該特例受贈非上場株式等の価額を評価基本通達の定めにより計算した価額を基礎とし、当該認定贈与承継会社又は当該認定贈与承継会社の特別支配関係法人が有していなかったものとされる外国会社等の株式等の価額及び当該外国会社等から受けた配当金に相当する金額を除外したところで計算した場合の当該株式等の価額とする。</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(特例受贈非上場株式等に係る贈与者又は認定贈与承継会社が2以上ある場合の納税猶予分の贈与税額の計算)</p> <p>70の7-14の2 . . .</p> <p>1 当該特例受贈非上場株式等に係る経営承継受贈者がある年中において特例対象贈与により取得をしたすべての認定贈与承継会社の当該特例受贈非上場株式等の価額の合計額を当該経</p>

改正後	改正前
<p>當承継受贈者に係るその年分の贈与税の課税価格とみなして、措置法第70条の7第2項第5号により計算する(措置法令第40条の8第12項の規定による100円未満の端数処理は行わない)。</p> <p>(注) 贈与の時ににおいて、特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社又は当該認定贈与承継会社の特別支配関係法人が外国会社等の株式等を有する場合の納税猶予分の贈与税額の計算の基となる当該特例受贈非上場株式等の価額については、70の7-14((認定贈与承継会社等が外国会社、<u>上場会社</u>又は医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の贈与税額の計算の基となる特例受贈非上場株式等の価額))の取扱いによることに留意する。</p> <p>2 措置法令第40条の8第14項の規定により、当該特例受贈非上場株式等に係る贈与者又は認定贈与承継会社の異なるものごとの納税猶予分の贈与税額を計算する(同項の規定による100円未満の端数処理を行う)。</p> <p>3 . . .</p> <p>(特例受贈非上場株式等の譲渡等の判定)</p> <p>70の7-17 措置法第70条の7第4項第5号若しくは第6号又は同条第6項の表の第1号若しくは第2号の特例受贈非上場株式等の全部又は一部の同条第4項第5号に規定する譲渡等(以下70の7-39までにおいて「譲渡等」という。)があったかどうかの判定は、措置法令第40条の8第45項及び第46項の規定により行うことに留意する。</p> <p>(譲渡等をした日の意義)</p> <p>70の7-18 措置法第70条の7第4項第5号、同項第6号及び同条第6項の表の第2号下欄の「当該譲渡等をした日」とは、当該譲渡等の効力が発生した日をいうのであるが、具体的には次に掲げる場合の区分に応じ次に定める日であることに留意する。</p> <p>(1) 株券発行会社の場合 株券の交付を行った日</p> <p>(2) 株券不発行会社の場合 譲渡契約効力発生の日</p> <p>(注) ただし、株券不発行会社の株式について書面によらない贈与を行った場合には、株主名簿の名義変更の日とする。</p> <p>(確定事由となる資産保有型会社又は資産運用型会社の意義)</p> <p>70の7-20 . . .</p> <p>この場合において、70の7-11中「特例対象贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度の開</p>	<p>當承継受贈者に係るその年分の贈与税の課税価格とみなして、措置法第70条の7第2項第5号により計算する(措置法令第40条の8第13項の規定による100円未満の端数処理は行わない)。</p> <p>(注) 贈与の時ににおいて、特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社又は当該認定贈与承継会社の特別支配関係法人が外国会社等の株式等を有する場合の納税猶予分の贈与税額の計算の基となる当該特例受贈非上場株式等の価額については、70の7-14((認定贈与承継会社等が外国会社又は医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の贈与税額の計算の基となる特例受贈非上場株式等の価額))の取扱いによることに留意する。</p> <p>2 措置法令第40条の8第15項の規定により、当該特例受贈非上場株式等に係る贈与者又は認定贈与承継会社の異なるものごとの納税猶予分の贈与税額を計算する(同項の規定による100円未満の端数処理を行う)。</p> <p>3 . . .</p> <p>(特例受贈非上場株式等の譲渡等の判定)</p> <p>70の7-17 措置法第70条の7第4項第5号若しくは第6号又は同条第6項の表の第1号若しくは第2号の特例受贈非上場株式等の全部又は一部の同条第4項第5号に規定する譲渡等(以下70の7-39までにおいて「譲渡等」という。)があったかどうかの判定は、措置法令第40条の8第43項及び第44項の規定により行うことに留意する。</p> <p>(譲渡等をした日の意義)</p> <p>70の7-18 措置法第70条の7第4項第5号、同項第6号及び同条第6項の表の第2号下欄の「当該譲渡等をした日」とは、当該譲渡等の効力が発生した日をいうのであるが、具体的には次に掲げる場合の区分に応じ次に定める日であることに留意する。</p> <p>(1) 株券発行会社 <u>(会社法第117条第6項((株式の価格の決定等))に規定する株券発行会社をいう。以下70の7-18において同じ。)</u>の場合 株券の交付を行った日</p> <p>(2) 株券不発行会社 <u>(株券発行会社以外の株式会社をいう。以下70の7-18において同じ。)</u>の場合 譲渡契約効力発生の日</p> <p>(注) ただし、株券不発行会社の株式について書面によらない贈与を行った場合には、株主名簿の名義変更の日とする。</p> <p>(確定事由となる資産保有型会社又は資産運用型会社の意義)</p> <p>70の7-20 . . .</p> <p>この場合において、70の7-11中「特例対象贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度の開</p>

改正後	改正前
<p>始の日」とあるのは「贈与税の申告期限の翌日」と、「贈与税の申告期限」とあるのは「措置法第70条の7第2項第7号ロに規定する猶予中贈与税額に相当する贈与税の全部につき納税の猶予に係る期限が確定する日」と、「第40条の8第5項」とあるのは「第40条の8第23項」となることに留意する。</p> <p>(非上場株式等に該当しないこととなった場合等の意義)</p> <p>70の7-25 . . .</p> <p>(1) 措置法規則第23条の9第7項第1号に規定する金融商品取引所(金融商品取引所に類するものであって外国に所在するものを含む。)への上場又は当該上場の申請がなされた場合 当該上場の申請がなされた日(申請が不要の場合には、当該上場がなされた日)</p> <p>(2) 措置法規則第23条の9第7項第3号に規定する店頭売買有価証券登録原簿(店頭売買有価証券登録原簿に類するものであって外国に備えられているものを含む。)への登録若しくは当該登録の申請がなされた場合 当該登録の申請がなされた日(申請が不要の場合には、当該登録がなされた日)</p> <p>(注) 持分会社の出資の場合にも、上記に準ずることに留意する。</p> <p>(削除)</p> <p>(みなす充足に該当しないこととなる事由)</p> <p>70の7-30 措置法令第40条の8第31項第1号の「担保の全部又は一部につき変更があった場合」とは、例えば、次のようなものをいうことに留意する。</p> <p>(1) . . .</p> <p>(担保財産の変更等が行われた場合のみなす充足)</p>	<p>始の日」とあるのは「贈与税の申告期限の翌日」と、「贈与税の申告期限」とあるのは「措置法第70条の7第2項第7号ロに規定する猶予中贈与税額に相当する贈与税の全部につき納税の猶予に係る期限が確定する日」と、「第40条の8第5項」とあるのは「第40条の8第24項」となることに留意する。</p> <p>(非上場株式等に該当しないこととなった場合等の意義)</p> <p>70の7-25 . . .</p> <p>(1) 措置法規則第23条の9第6項第1号に規定する金融商品取引所(金融商品取引所に類するものであって外国に所在するものを含む。)への上場又は当該上場の申請がなされた場合 当該上場の申請がなされた日(申請が不要の場合には、当該上場がなされた日)</p> <p>(2) 措置法規則第23条の9第6項第3号に規定する店頭売買有価証券登録原簿(店頭売買有価証券登録原簿に類するものであって外国に備えられているものを含む。)への登録若しくは当該登録の申請がなされた場合 当該登録の申請がなされた日(申請が不要の場合には、当該登録がなされた日)</p> <p>(注) 持分会社の出資の場合にも、上記に準ずることに留意する。</p> <p><u>(認定贈与承継会社から受けた給与等の意義)</u></p> <p><u>70の7-26の2 措置法令第40条の8第25項第5号に規定する「給与(債務の免除による利益その他の経済的な利益を含む。)」の意義については、70の7-11の2((認定贈与承継会社から支給された給与等の意義))を準用する。</u></p> <p><u>この場合において、70の7-11の2中「措置法令第40条の8第21項第2号」とあるのは「措置法令第40条の8第25項第5号」と、「経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者と特別の関係がある者(措置法令第40条の8第11項に規定する者をいう。)(以下70の7-11の2において「当該経営承継受贈者等」という。)」とあるのは「贈与者(当該認定贈与承継会社の役員(代表権を有する者を除く。))である場合に限る。)(以下70の7-26の2において「当該贈与者」という。)」と読み替えて適用することに留意する。</u></p> <p>(みなす充足に該当しないこととなる事由)</p> <p>70の7-30 措置法令第40条の8第32項第1号の「担保の全部又は一部につき変更があった場合」とは、例えば、次のようなものをいうことに留意する。</p> <p>(1) . . .</p> <p>(担保財産の変更等が行われた場合のみなす充足)</p>

改正後	改正前
<p>70の7-31 . . .</p> <p>ただし、同条第7項本文の規定が適用されたものの担保の全部又は一部につき変更があったため同条第7項ただし書に該当した場合であっても、担保として提供している特例受贈非上場株式等について措置法令第40条の8第32項に規定する特定事由が生じた又は生じることが確実と認められるため、同項の規定に基づき、当該特例受贈非上場株式等に対応するものとして新たに取得した特例受贈非上場株式等の全部が担保として提供されたときには、. . .</p> <p>(特定事由)</p> <p>70の7-33 措置法令第40条の8第32項に規定する「特定事由」とは、70の7-30((みなす充足に該当しないこととなる事由))(1)から(6)に掲げるようなものをいうことに留意する。</p> <p>(増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ)</p> <p>70の7-36 措置法第70条の7第13項の規定により、増担保命令等に応じないため(措置法令第40条の8第32項第2号の規定により増担保命令等に応じなかったものとみなす場合を含む。)納税猶予の期限を繰り上げる場合には、担保不足に対応する納税猶予に係る税額だけでなく、猶予中贈与税額の全額について納税猶予の期限を繰り上げることに留意する。</p> <p>(持分会社の出資の持分等を担保提供できる場合)</p> <p>70の7-37 措置法第70条の7第14項第2号の規定は、同条第1項の規定の適用を受けようとする場合に特例受贈非上場株式等の全てを担保として提供するとき又は措置法令第40条の8第32項の規定により特例受贈非上場株式等を再び担保として提供する場合に適用されることに留意する。</p> <p><u>(猶予中贈与税額の再計算に係る申請書が申請期限までに提出されない場合等)</u></p> <p>70の7-45 経営承継受贈者が措置法第70条の7第22項の規定の適用を受けようとする場合には、同条第24項に規定する申請期限(以下70の7-45において「申請期限」という。)までに同項に規定する申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければ、同条第22項の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>(注) 申請期限までに措置法第70条の7第24項に規定する申請書の提出がなかった場合のよう<u>じよ規定は設けられていない。</u></p> <p><u>(債務処理計画が成立した日の意義)</u></p> <p>70の7-46 措置法第70条の7第22項に規定する「債務処理計画が成立した日」とは、産業競争力</p>	<p>70の7-31 . . .</p> <p>ただし、同条第7項本文の規定が適用されたものの担保の全部又は一部につき変更があったため同条第7項ただし書に該当した場合であっても、担保として提供している特例受贈非上場株式等について措置法令第40条の8第33項に規定する特定事由が生じた又は生じることが確実と認められるため、同項の規定に基づき、当該特例受贈非上場株式等に対応するものとして新たに取得した特例受贈非上場株式等の全部が担保として提供されたときには、. . .</p> <p>(特定事由)</p> <p>70の7-33 措置法令第40条の8第33項に規定する「特定事由」とは、70の7-30((みなす充足に該当しないこととなる事由))(1)から(6)に掲げるようなものをいうことに留意する。</p> <p>(増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ)</p> <p>70の7-36 措置法第70条の7第13項の規定により、増担保命令等に応じないため(措置法令第40条の8第33項第2号の規定により増担保命令等に応じなかったものとみなす場合を含む。)納税猶予の期限を繰り上げる場合には、担保不足に対応する納税猶予に係る税額だけでなく、猶予中贈与税額の全額について納税猶予の期限を繰り上げることに留意する。</p> <p>(持分会社の出資の持分等を担保提供できる場合)</p> <p>70の7-37 措置法第70条の7第14項第2号の規定は、同条第1項の規定の適用を受けようとする場合に特例受贈非上場株式等の全てを担保として提供するとき又は措置法令第40条の8第33項の規定により特例受贈非上場株式等を再び担保として提供する場合に適用されることに留意する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>強化法（平成25年法律第98号）第128条第1項に規定する中小企業再生支援協議会が、措置法第70条の7第17項第1号に規定する債務処理計画の策定の支援を含む認定贈与承継会社の事業の再生を支援する場合において、対象となる債権者全員が再生計画に同意する旨の書面を提出した日をいうことに留意する。</p>	
<p><u>（認可決定日後に確定事由が生じた場合）</u> 70の7-47 措置法第70条の7第22項に規定する認可決定日以後同条第25項の規定による通知が発せられた日（以下70の7-47において「通知日」という。）前に、同条第6項の表の各号の上欄に掲げる場合に該当することとなった場合及び同条第12項の規定の適用があった場合並びに当該通知日前に同条第13項又は第15項の規定による納税の猶予に係る期限の繰上げがあった場合には、同条第22項の規定の適用がないことに留意する。</p>	<p>（新設）</p>
<p><u>（特例受贈非上場株式等の認可決定日における価額の意義）</u> 70の7-48 措置法第70条の7第23項の「特例受贈非上場株式等の許可決定日における価額として財務省令で定める金額」の意義については、70の7-40（特例受贈非上場株式等の時価に相当する金額の意義）を準用する。</p>	<p>（新設）</p>
<p><u>（納税猶予期限の繰り上げに該当することとなった日）</u> 70の7-49 措置法第70条の7第28項の表の第5号の上欄に掲げる場合に該当する場合における同条第29項に規定する「経営贈与承継期間の末日の翌日以後にこれらの規定に規定する場合に該当することとなった場合」とは、税務署長が納税猶予期限の繰上通知書を発した日が当該経営贈与承継期間の末日の翌日以後である場合をいうことに留意する。</p>	<p>（新設）</p>
<p><u>（措置法第70条の7第30項各号の価額の意義）</u> 70の7-50 措置法第70条の7第30項第1号の「認定贈与承継会社の資産の価額」及び同項第2号の「現物出資等資産の価額」は、特例対象贈与があった時における評価基本通達の定めにより算定した価額をいうことに留意する。 （注） 特例対象贈与があった時に措置法第70条の7第30項に規定する現物出資等資産（以下70の7-50において「現物出資等資産」という。）を認定贈与承継会社が有していない場合でも、当該現物出資等資産を有しているものとして上記により措置法第70条の7第30項第2号の価額を算定することに留意する。</p>	<p><u>（措置法第70条の7第24項各号の価額の意義）</u> 70の7-45 措置法第70条の7第24項第1号の「認定贈与承継会社の資産の価額」及び同項第2号の「現物出資等資産の価額」は、特例対象贈与があった時における評価基本通達の定めにより算定した価額をいうことに留意する。 （注） 特例対象贈与があった時に措置法第70条の7第24項に規定する現物出資等資産（以下70の7-45において「現物出資等資産」という。）を認定贈与承継会社が有していない場合でも、当該現物出資等資産を有しているものとして上記により措置法第70条の7第24項第2号の価額を算定することに留意する。</p>
<p>[措置法第70条の7の2（（非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除）関係）]</p>	<p>[措置法第70条の7の2（（非上場株式等についての相続税の納税猶予）関係）]</p>

改正後	改正前
<p>(第2次経営承継相続人がある場合の第1次経営承継相続人に係る相続税の納税猶予の適用要件)</p> <p>70の7の2-6</p> <p>(1) 当該第1次経営承継相続人等が被相続人の相続の開始の日の翌日から5月を経過する日前に死亡した場合には、当該第1次経営承継相続人等は、措置法第70条の7の2第2項第3号イの要件を満たしているものとみなされること。</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(相次相続控除の算式)</p> <p>70の7の2-8</p> <p>この場合において、相続税法基本通達20-3中のAは、当該被相続人が当該納税猶予の適用を受けていた場合には、同条第16項、第17項又は第22項の規定により免除された相続税額以外の税額に限ることに留意する。</p> <p>(持分会社の持分等が担保提供された場合)</p> <p>70の7の2-12 措置法第70条の7の2第6項本文により認定承継会社（持分会社又は株券不発行会社に限る。）の持分又は株式を担保として提供を受け質権を設定した場合には、納税猶予期間中においては、当該持分又は株式から生じる配当その他の利益処分については、税務署長はその支払又は引渡し等を受けないことに留意する。</p> <p>(特例の対象とならない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義)</p> <p>70の7の2-14</p> <p>(1)</p> <p>A</p> <p>B＝当該いずれかの日における当該会社の特定資産（現金、預貯金その他の資産であって措置法規則第23条の10第12項において準用する措置法規則第23条の9第14項に規定するものをいう。以下70の7の2-14において同じ。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額</p> <p>C＝当該いずれかの日以前5年以内において経営承継相続人等及び当該経営承継相続人等と特別の関係がある者（措置法令第40条の8の2第11項に規定する者をいう。）がその会社から受けた次のa及びbに掲げる額の合計額</p> <p>a</p>	<p>(第2次経営承継相続人がある場合の第1次経営承継相続人に係る相続税の納税猶予の適用要件)</p> <p>70の7の2-6</p> <p>(1) 当該第1次経営承継相続人等が被相続人の相続の開始の日の翌日から5月を経過する日前に死亡した場合には、当該第1次経営承継相続人等は、措置法第70条の7の2第2項第3号ロの要件を満たしているものとみなされること。</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(相次相続控除の算式)</p> <p>70の7の2-8</p> <p>この場合において、相続税法基本通達20-3中のAは、当該被相続人が当該納税猶予の適用を受けていた場合には、同条第16項又は第17項の規定により免除された相続税額以外の税額に限ることに留意する。</p> <p>(持分会社の持分が担保提供された場合)</p> <p>70の7の2-12 措置法第70条の7の2第6項本文により認定承継会社（持分会社に限る。）の持分を担保として提供を受け質権を設定した場合には、納税猶予期間中においては、当該持分から生じる配当その他の利益処分については、税務署長はその支払い又は引渡し等を受けないことに留意する。</p> <p>(特例の対象とならない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義)</p> <p>70の7の2-14</p> <p>(1)</p> <p>A</p> <p>B＝当該いずれかの日における当該会社の特定資産（現金、預貯金その他の資産であって措置法規則第23条の10第13項において準用する措置法規則第23条の9第14項に規定するものをいう。以下70の7の2-14において同じ。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額</p> <p>C＝当該いずれかの日以前5年以内において経営承継相続人等及び当該経営承継相続人等と特別の関係がある者（措置法令第40条の8の2第12項に規定する者をいう。）がその会社から受けた次のa及びbに掲げる額の合計額</p> <p>a</p>

改正後	改正前
<p>b . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(認定承継会社から支給された給与等の意義)</p> <p>70の7の2-14の2 . . .</p> <p>この場合において、70の7-11の2中「措置法令第40条の8第20項第2号」とあるのは「措置法令第40条の8の2第26項第2号」と、「特例受贈非上場株式等」とあるのは「特例非上場株式等」と、「認定贈与承継会社」とあるのは「認定承継会社」と、「経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者と特別の関係がある者（措置法令第40条の8第10項に規定する者をいう。）（以下70の7-11の2において「当該経営承継受贈者等」という。）」とあるのは「経営承継相続人等及び当該経営承継相続人等と特別の関係がある者（措置法令第40条の8の2第11項に規定する者をいう。）（以下70の7の2-14の2において「当該経営承継相続人等その他特別の関係がある者」という。）」となることに留意する。</p> <p>(経営承継相続人等を判定する場合等の議決権の数の意義)</p> <p>70の7の2-15 措置法第70条の7の2第2項第3号ロ及びハの要件を判定する場合の同号ロの「議決権の数」及び「総株主等議決権数」並びに同号ハの「議決権の数」の意義については、70の7-12((経営承継受贈者を判定する場合等の議決権の数の意義))を準用する。</p> <p>この場合において、同条第2項第3号ロ及びハの要件の判定は、相続の開始直後の株主等の構成により行うことに留意する。</p> <p>(認定承継会社等が外国会社、上場会社又は医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる特例非上場株式等の価額)</p> <p>70の7の2-16 特例非上場株式等について措置法第70条の7の2第1項の規定の適用を受ける場合において、相続の開始の時に、特例非上場株式等に係る認定承継会社又は当該認定承継会社の特別関係会社（措置法令第40条の8の2第8項の特別の関係がある会社をいう。以下70の7の2-16の2までにおいて同じ。）であって当該認定承継会社との間に支配関係がある法人（以下70の7の2-16の2までにおいて「特別支配関係法人」という。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（当該認定承継会社の特別関係会社に該当するものに限る。）、措置法令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人（当該認定承継会社が資産保有型会社等に該当する場合に限る。）又は同項第2号に掲げる医療法人（以下70の7の2-16の2までにおいて「外国会社等」という。）の株式等（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口を含む。）を有するときにおける納税猶予分の相続税額の計算の基となる当該特例非上場株</p>	<p>b . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(認定承継会社から支給された給与等の意義)</p> <p>70の7の2-14の2 . . .</p> <p>この場合において、70の7-11の2中「措置法令第40条の8第21項第2号」とあるのは「措置法令第40条の8の2第26項第2号」と、「特例受贈非上場株式等」とあるのは「特例非上場株式等」と、「認定贈与承継会社」とあるのは「認定承継会社」と、「経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者と特別の関係がある者（措置法令第40条の8第11項に規定する者をいう。）（以下70の7-11の2において「当該経営承継受贈者等」という。）」とあるのは「経営承継相続人等及び当該経営承継相続人等と特別の関係がある者（措置法令第40条の8の2第12項に規定する者をいう。）（以下70の7の2-14の2において「当該経営承継相続人等その他特別の関係がある者」という。）」となることに留意する。</p> <p>(経営承継相続人等を判定する場合等の議決権の数の意義)</p> <p>70の7の2-15 措置法第70条の7の2第2項第3号ハ及びニの要件を判定する場合の同号ハの「議決権の数」及び「総株主等議決権数」並びに同号ニの「議決権の数」の意義については、70の7-12((経営承継受贈者を判定する場合等の議決権の数の意義))を準用する。</p> <p>この場合において、同条第2項第3号ハ及びニの要件の判定は、相続の開始直後の株主等の構成により行うことに留意する。</p> <p>(認定承継会社等が外国会社又は医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる特例非上場株式等の価額)</p> <p>70の7の2-16 特例非上場株式等について措置法第70条の7の2第1項の規定の適用を受ける場合において、相続の開始の時に、特例非上場株式等に係る認定承継会社又は当該認定承継会社の特別支配関係法人が会社法第2条第2号に規定する外国会社（当該認定承継会社の特別関係会社に該当するものに限る。以下70の7の2-16において同じ。）又は措置法令第40条の8の2第13項に定める医療法人（以下70の7の2-16の2までにおいて「外国会社等」という。）の株式等を有するときにおける納税猶予分の相続税額の計算の基となる当該特例非上場株式等の価額は、当該認定承継会社又は当該認定承継会社の特別支配関係法人の株式等の価額の計算において適用する評価基本通達の定めを基礎とし、次に掲げる場合の区分により計算した価額となることに留意する。</p>

改正後	改正前
<p>式等の価額は、当該認定承継会社又は当該認定承継会社の特別支配関係法人の株式等の価額の計算において適用する評価基本通達の定めを基礎とし、次に掲げる場合の区分により計算した価額となることに留意する。</p> <p>この場合において、「当該外国会社等の株式等を有していなかったものとして計算した」価額とは、当該特例非上場株式等の価額を評価基本通達の定めにより計算した価額を基礎とし、当該認定承継会社又は当該認定承継会社の特別支配関係法人が有していなかったものとされる外国会社等の株式等の価額及び当該外国会社等から受けた配当金に相当する金額を除外したところで計算した場合の当該株式等の価額とする。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(特例非上場株式等に係る認定承継会社が2以上ある場合の納税猶予分の相続税額の計算)</p> <p>70の7の2-16の2</p> <p>1 当該特例非上場株式等に係る経営承継相続人等が被相続人から措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続又は遺贈により取得をした全ての認定承継会社の当該特例非上場株式等の価額の合計額(措置法令第40条の8の2第14項に規定する控除未済債務額を控除した金額)を当該経営承継相続人等に係る相続税の課税価格とみなして、同条第2項第5号の規定により計算する(措置法令第40条の8の2第16項の規定による100円未満の端数処理は行わない。)</p> <p>(注) 相続の開始の時ににおいて、特例非上場株式等に係る認定承継会社又は当該認定承継会社の特別支配関係法人が外国会社等の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる当該特例非上場株式等の価額については、70の7の2-16((認定承継会社等が外国会社、上場会社又は医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる特例非上場株式等の価額))の取扱いによることに留意する。</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>(特例非上場株式等の譲渡等の判定)</p> <p>70の7の2-18 措置法第70条の7の2第3項第5号若しくは第6号又は同条第5項の表の第1号若しくは第2号の特例非上場株式等の全部又は一部の同条第3項第5号に規定する譲渡等(以下70の7の2-43までにおいて「譲渡等」という。)があったかどうかの判定は、措置法令第40条の8の2第53項及び第54項の規定により行うことに留意する。</p> <p>(注)</p>	<p>この場合において、「当該外国会社等の株式等を有していなかったものとして計算した」価額とは、当該特例非上場株式等の価額を評価基本通達の定めにより計算した価額を基礎とし、当該認定承継会社又は当該認定承継会社の特別支配関係法人が有していなかったものとされる外国会社等の株式等の価額及び当該外国会社等から受けた配当金に相当する金額を除外したところで計算した場合の当該株式等の価額とする。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(特例非上場株式等に係る認定承継会社が2以上ある場合の納税猶予分の相続税額の計算)</p> <p>70の7の2-16の2</p> <p>1 当該特例非上場株式等に係る経営承継相続人等が被相続人から措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続又は遺贈により取得をした全ての認定承継会社の当該特例非上場株式等の価額の合計額(債務控除後の金額)を当該経営承継相続人等に係る相続税の課税価格とみなして、同条第2項第5号の規定により計算する(措置法令第40条の8の2第16項の規定による100円未満の端数処理は行わない。)</p> <p>(注) 相続の開始の時ににおいて、特例非上場株式等に係る認定承継会社又は当該認定承継会社の特別支配関係法人が外国会社等の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる当該特例非上場株式等の価額については、70の7の2-16((認定承継会社等が外国会社又は医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる特例非上場株式等の価額))の取扱いによることに留意する。</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>(特例非上場株式等の譲渡等の判定)</p> <p>70の7の2-18 措置法第70条の7の2第3項第5号若しくは第6号又は同条第5項の表の第1号若しくは第2号の特例非上場株式等の全部又は一部の同条第3項第5号に規定する譲渡等(以下70の7の2-43までにおいて「譲渡等」という。)があったかどうかの判定は、措置法令第40条の8の2第50項及び第51項の規定により行うことに留意する。</p> <p>(注)</p>

改正後	改正前
<p>(納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定する場合の相続税の額の計算)</p> <p>70の7の2-30 . . .</p> <p>(1) . . .</p> <p>(注) 1 上記の分子の金銭等に、合併又は株式交換等に際して交付すべき吸収合併存続会社等又は措置法第70条の7の2第4項の他の会社の株式に1株未満の端数が生じたため交付されたものがある場合の措置法規則第23条の10第16項において準用する措置法規則第23条の9第18項第5号又は措置法規則第23条の10第17項において準用する措置法規則第23条の9第19項第5号の要件の判定に当たっては、当該交付された金銭等は同条第18項第5号又は同条第19項第5号の交付しなければならない株式に含まれるものとして判定することに留意する。</p> <p>2 . . .</p>	<p>(納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定する場合の相続税の額の計算)</p> <p>70の7の2-30 . . .</p> <p>(1) . . .</p> <p>(注) 1 上記の分子の金銭等に、合併又は株式交換等に際して交付すべき吸収合併存続会社等又は措置法第70条の7の2第4項の他の会社の株式に1株未満の端数が生じたため交付されたものがある場合の措置法規則第23条の10第17項において準用する措置法規則第23条の9第18項第5号又は措置法規則第23条の10第18項において準用する措置法規則第23条の9第19項第5号の要件の判定に当たっては、当該交付された金銭等は同条第18項第5号又は同条第19項第5号の交付しなければならない株式に含まれるものとして判定することに留意する。</p> <p>2 . . .</p>
<p>(みなす充足に該当しないこととなる事由)</p> <p>70の7の2-31 . . .</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(3) . . .</p> <p>(4) . . .</p> <p>(5) . . .</p> <p>(6) . . .</p> <p>(7) . . .</p> <p>(8) 担保として提供された特例非上場株式等について、措置法規則第23条の10第24項に掲げる要件に該当しないこととなった場合</p>	<p>(みなす充足に該当しないこととなる事由)</p> <p>70の7の2-31 . . .</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(3) . . .</p> <p>(4) . . .</p> <p>(5) . . .</p> <p>(6) . . .</p> <p>(7) . . .</p> <p>(8) 担保として提供された特例非上場株式等について、措置法規則第23条の10第25項に掲げる要件に該当しないこととなった場合</p>
<p>(延納申請を行う場合の不動産等の割合の計算における端数処理)</p> <p>70の7の2-39 措置法第70条の7の2第14項第11号の適用に当たり、認定承継会社ごとの特例非上場株式等の価額（当該特例非上場株式等に係る認定承継会社又は当該認定承継会社の特別関係会社（措置法令第40条の8の2第8項の特別の関係がある会社をいう。）であって当該認定承継会社との間に支配関係（措置法令第40条の8第8項に規定する関係をいう。）がある法人（以下「認定承継会社等」という。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（当該認定承継会社の特別関係会社に該当するものに限る。）<u>措置法令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人（当該認定承継会社が資産保有型会社等に該当する場合に限る。）又は同項第2号に掲げる医療法人</u></p>	<p>(延納申請を行う場合の不動産等の割合の計算における端数処理)</p> <p>70の7の2-39 措置法第70条の7の2第14項第10号の適用に当たり、認定承継会社ごとの特例非上場株式等の価額（当該特例非上場株式等に係る認定承継会社又は当該認定承継会社の特別関係会社（措置法令第40条の8の2第8項の特別の関係がある会社をいう。）であって当該認定承継会社との間に支配関係（措置法令第40条の8第8項に規定する関係をいう。）がある法人（以下「認定承継会社等」という。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（当該認定承継会社の特別関係会社に該当するものに限る。）<u>又は措置法令第40条の8の2第13項に定める医療法人の株式等を有する場合には、当該認定承継会社等が当該株式等を有していなかったものとして計算</u></p>

改正後	改正前
<p>の株式等（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口を含む。）を有する場合には、当該認定承継会社等が当該株式等を有していなかったものとして計算した価額）に100分の20を乗じた価額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てることに留意する。</p>	<p>した価額）に100分の20を乗じた価額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てることに留意する。</p>
<p>（免除申請があった場合の延滞税の計算） 70の7の2-45 措置法令第40条の8の2第47項の規定は、措置法第70条の7の2第17項の規定による免除申請書が提出された場合で、・・・</p> <p>（注） 免除申請相続税額と免除をする税額が異なる場合には、措置法令第40条の8の2第47項の規定により計算した延滞税の額と免除後の相続税額を基礎金額として計算した納付すべき延滞税の額に差額が生じることになるため、同項の規定により計算した延滞税の額の増額又は減額の処理を行う必要があることに留意する。</p>	<p>（免除申請があった場合の延滞税の計算） 70の7の2-45 措置法令第40条の8の2第46項の規定は、措置法第70条の7の2第17項の規定による免除申請書が提出された場合で、・・・</p> <p>（注） 免除申請相続税額と免除をする税額が異なる場合には、措置法令第40条の8の2第46項の規定により計算した延滞税の額と免除後の相続税額を基礎金額として計算した納付すべき延滞税の額に差額が生じることになるため、同項の規定により計算した延滞税の額の増額又は減額の処理を行う必要があることに留意する。</p>
<p>（免除申請があった場合の利子税の計算） 70の7の2-46 措置法令第40条の8の2第48項の規定は、措置法第70条の7の2第17項の規定による免除申請書が提出された場合で、・・・</p> <p>（注） 免除申請相続税額と免除をする税額が異なる場合には、措置法令第40条の8の2第48項の規定により計算した利子税の額と免除後の相続税額を基礎金額として計算した納付すべき利子税の額に差額が生じることになるため、同項の規定により計算した利子税の額の増額又は減額の処理を行う必要があることに留意する。</p>	<p>（免除申請があった場合の利子税の計算） 70の7の2-46 措置法令第40条の8の2第47項の規定は、措置法第70条の7の2第17項の規定による免除申請書が提出された場合で、・・・</p> <p>（注） 免除申請相続税額と免除をする税額が異なる場合には、措置法令第40条の8の2第47項の規定により計算した利子税の額と免除後の相続税額を基礎金額として計算した納付すべき利子税の額に差額が生じることになるため、同項の規定により計算した利子税の額の増額又は減額の処理を行う必要があることに留意する。</p>
<p>（免除申請に伴い担保解除を行う場合に納付すべき相続税額） 70の7の2-47 措置法令第40条の8の2第49項に規定する「同項各号の猶予中相続税額から同項に規定する免除申請相続税額を控除した残額に相当する相続税額」とは、措置法第70条の7の2第17項各号の猶予中相続税額から免除申請相続税額を控除した残額に相当する相続税の額と、措置法令第40条の8の2第48項の規定により計算した当該相続税の額に係る納税猶予期間中の利子税の額の合計額をいうことに留意する。</p> <p><u>（猶予中相続税額の再計算に係る申請書が申告期限までに提出されない場合等）</u> 70の7の2-49 <u>70の7-45（猶予中贈与税額の再計算に係る申請書が申請期限までに提出されない場合等）は、経営承継相続人等が措置法第70条の7の2第22項の規定の適用を受けようとする場合に準用する。</u></p>	<p>（免除申請に伴い担保解除を行う場合に納付すべき相続税額） 70の7の2-47 措置法令第40条の8の2第48項に規定する「同項各号の猶予中相続税額から同項に規定する免除申請相続税額を控除した残額に相当する相続税額」とは、措置法第70条の7の2第17項各号の猶予中相続税額から免除申請相続税額を控除した残額に相当する相続税の額と、措置法令第40条の8の2第47項の規定により計算した当該相続税の額に係る納税猶予期間中の利子税の額の合計額をいうことに留意する。</p> <p>（新設）</p>

改正後	改正前
<p><u>(債務処理計画が成立した日の意義)</u> <u>70の7の2-50</u> 措置法第70条の7の2第22項に規定する「債務処理計画が成立した日」の意義については、70の7-46((債務処理計画が成立した日の意義))を準用する。</p> <p><u>(認可決定日後に確定事由が生じた場合)</u> <u>70の7の2-51</u> 措置法第70条の7の2第22項に規定する認可決定日以後同条第25項の規定による通知が発せられた日(以下70の7の2-51において「通知日」という。)前に、同条第5項の表の各号の上欄に掲げる場合に該当することとなった場合及び同条第12項の規定の適用があった場合並びに当該通知日前に同条第13項又は第15項の規定による納税の猶予に係る期限の繰上げがあった場合には、同条第22項の規定の適用がないことに留意する。</p> <p><u>(特例非上場株式等の認可決定日における価額の意義)</u> <u>70の7の2-52</u> 措置法第70の7の2第23項の「特例非上場株式等の認可決定日における価額として財務省令で定める金額」の意義については、70の7-48((特例受贈非上場株式等の認可決定日における価額の意義))を準用する。</p> <p><u>(納税猶予期限の繰り上げに該当することとなった日)</u> <u>70の7の2-53</u> 措置法第70条の7の2第28項の表の第5号の上欄に掲げる場合に該当する場合における同条第29項に規定する「経営承継期間の末日の翌日以後にこれらの規定に規定する場合に該当することとなった場合」とは、税務署長が納税猶予期限の繰上通知書を発した日が当該経営承継期間の末日の翌日以後である場合をいうことに留意する。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p><u>(措置法第70条の7の2第30項各号の価額の意義)</u> <u>70の7の2-54</u> 措置法第70条の7の2第30項各号の価額の意義については、70の7-50((措置法第70条の7第30項各号の価額の意義))を準用する。 この場合において、70の7-50中「措置法第70条の7第30項」とあるのは「措置法第70条の7の2第30項」と、「認定贈与承継会社」とあるのは「認定承継会社」と、「特例対象贈与」とあるのは「相続の開始」となることに留意する。</p> <p>[措置法第70条の7の4((非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除))関係]</p> <p>(経営相続承継受贈者を判定する場合等の議決権の数の意義)</p>	<p><u>(措置法第70条の7の2第24項各号の価額の意義)</u> <u>70の7の2-49</u> 措置法第70条の7の2第24項各号の価額の意義については、70の7-45((措置法第70条の7第24項各号の価額の意義))を準用する。 この場合において、70の7-45中「措置法第70条の7第24項」とあるのは「措置法第70条の7の2第24項」と、「認定贈与承継会社」とあるのは「認定承継会社」と、「特例対象贈与」とあるのは「相続の開始」となることに留意する。</p> <p>[措置法第70条の7の4((非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予))関係]</p> <p>(経営相続承継受贈者を判定する場合等の議決権の数の意義)</p>

改正後	改正前
<p>70の7の4-5 措置法第70条の7の4第2項第3号ロ及びハの要件を判定する場合の同号ロの「議決権の数」及び「総株主等議決権数」並びに同号ハの「議決権の数」の意義については、70の7-12((経営承継受贈者を判定する場合等の議決権の数の意義))を準用する。</p> <p>この場合において、同条第2項第3号ロ及びハの要件の判定は、相続の開始直後の株主等の構成により行うことに留意する。</p> <p>なお、同条第1項の適用要件には、措置法令第40条の8第1項第1号及び第2号に相当する要件はないことに留意する。</p> <p>(認定相続承継会社等が外国会社、上場会社又は医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる特例相続非上場株式等の価額)</p> <p>70の7の4-6 特例相続非上場株式等について措置法第70条の7の4第1項の規定の適用を受ける場合において、相続の開始の時に、特例相続非上場株式等に係る認定相続承継会社又は当該認定相続承継会社の特別関係会社(措置法令第40条の8の3第4項において準用する措置法令第40条の8の2第8項の特別の関係がある会社をいう。以下70の7の4-6の2までにおいて同じ。)であって当該認定相続承継会社との間に支配関係がある法人(以下70の7の4-6の2までにおいて「特別支配関係法人」という。)が会社法第2条第2号に規定する外国会社(当該認定相続承継会社の特別関係会社に該当するものに限る。)、措置法令第40条の8の3第8項において準用する措置法令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人(当該認定相続承継会社が資産保有型会社等に該当する場合に限る。)<u>又は同項第2号に掲げる医療法人(以下70の7の4-6の2までにおいて「外国会社等」という。)の株式等(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口を含む。)</u>を有するときにおける措置法第70条の7の4第2項第4号に規定する納税猶予分の相続税額(以下70の7の4-6の2までにおいて「納税猶予分の相続税額」という。)の計算の基となる当該特例相続非上場株式等の価額は、措置法規則第23条の12第3項の規定に基づき計算した価額となることに留意する。</p> <p>この場合において、・・・</p> <p>(1) ・・・</p> <p>(2) ・・・</p> <p>(注)1 ・・・</p>	<p>70の7の4-5 措置法第70条の7の4第2項第3号ハ及びニの要件を判定する場合の同号ハの「議決権の数」及び「総株主等議決権数」並びに同号ニの「議決権の数」の意義については、70の7-12((経営承継受贈者を判定する場合等の議決権の数の意義))を準用する。</p> <p>この場合において、同条第2項第3号ハ及びニの要件の判定は、相続の開始直後の株主等の構成により行うことに留意する。</p> <p>なお、同条第1項の適用要件には、措置法令第40条の8第1項第1号及び第2号に相当する要件はないことに留意する。</p> <p>(認定相続承継会社等が外国会社又は医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる特例相続非上場株式等の価額)</p> <p>70の7の4-6 特例相続非上場株式等について措置法第70条の7の4第1項の規定の適用を受ける場合において、相続の開始の時に、特例相続非上場株式等に係る認定相続承継会社又は当該認定相続承継会社の特別関係会社(措置法令第40条の8の3第4項において準用する措置法令第40条の8の2第8項の特別の関係がある会社をいう。以下70の7の4-6の2までにおいて同じ。)であって当該認定相続承継会社との間に支配関係がある法人(以下70の7の4-6の2までにおいて「特別支配関係法人」という。)が会社法第2条第2号に規定する外国会社(当該認定相続承継会社の特別関係会社に該当するものに限る。)<u>以下70の7の4-6の2までにおいて同じ。)</u>又は措置法令第40条の8の3第8項において準用する措置法令第40条の8の2第13項に定める医療法人(以下70の7の4-6の2までにおいて「外国会社等」という。)の株式等を有するときにおける措置法第70条の7の4第2項第4号に規定する納税猶予分の相続税額(以下70の7の4-6の2までにおいて「納税猶予分の相続税額」という。)の計算の基となる当該特例相続非上場株式等の価額は、措置法規則第23条の12第3項の規定に基づき計算した価額となることに留意する。</p> <p>この場合において、・・・</p> <p>(1) ・・・</p> <p>(2) ・・・</p> <p>(注)1 ・・・</p> <p>2 <u>平成22年4月1日前に贈与により取得をした平成22年改正法(所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号))をいう。以下70の7の4-13までにおいて同じ。)による改正前の措置法(以下70の7の4-13までにおいて「平成22年改正前措置法」という。)</u>第70条の7第2項第2号に規定する非上場株式等について同条第1項の規定の適用を受けている同項に規定する経営承継受贈者が当該非上場株</p>

改正後	改正前
<p>2 上記(2)の算式中、「他の特別支配関係法人が外国会社等の株式等を有していなかったものとして計算した場合の当該他の特別支配関係法人の株式等の1単位当たりの価額」とは、他の特別支配関係法人の株式等の価額を評価基本通達の定めにより計算した価額を基礎とし、当該他の特別支配関係法人が有している外国会社等の株式等の価額及び当該外国会社等から受けた配当金に相当する金額を除外したところで計算した場合の当該株式等の価額とする。</p> <p>(特例相続非上場株式等に係る認定相続承継会社が2以上ある場合の納税猶予分の相続税額の計算)</p> <p>70の7の4-6の2 . . .</p> <p>1 当該特例相続非上場株式等に係る経営相続承継受贈者が被相続人から措置法第70条の7の4第1項の規定の適用に係る相続又は遺贈により取得をしたものとみなされたすべての認定相続承継会社の当該特例相続非上場株式等の価額の合計額(措置法令第40条の8の3第8項により準用する措置法令第40条の8の2第14項に規定する控除未済債務額を控除した金額)を当該経営相続承継受贈者に係る相続税の課税価格とみなして、同条第2項第4号の規定により計算する(措置法令第40条の8の3第8項において準用する措置法令第40条の8の2第16項の規定による100円未満の端数処理は行わない)。</p> <p>(注) 特例相続非上場株式等の価額は、特例対象贈与により取得をした特例受贈非上場株式等のそれぞれの当該特例対象贈与の時ににおける価額(措置法第70条の7第2項第5号の特例受贈非上場株式等の価額をいう。)を基礎として計算することに留意する。ただし、相続の開始の時に、特例相続非上場株式等に係る認定相続承継会社又は当該認定相続承継会社の特別支配関係法人が外国会社等の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる当該特例相続非上場株式等の価額については、70の7の4-6((認定相続承継会社等が外国会社、上場会社又は医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相</p>	<p>式等の贈与をした者(以下70の7の4-6において「贈与者」という。)の死亡(平成22年4月1日以後における死亡に限る。)に伴い当該非上場株式等について措置法第70条の7の4第1項の規定の適用を受ける場合において、当該贈与者の死亡に係る相続の開始の時に、特例相続非上場株式等に係る認定相続承継会社又は当該認定相続承継会社の特別支配関係法人が外国会社等の株式等を有するときにおける納税猶予分の相続税額の計算の基となる当該特例相続非上場株式等の価額は、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令(平成22年省令第17号)附則第22条第3項((相続税及び贈与税の特例に関する経過措置))の規定に基づき計算した価額となることに留意する。</p> <p>3 上記(2)の算式中、「他の特別支配関係法人が外国会社等の株式等を有していなかったものとして計算した場合の当該他の特別支配関係法人の株式等の1単位当たりの価額」とは、他の特別支配関係法人の株式等の価額を評価基本通達の定めにより計算した価額を基礎とし、当該他の特別支配関係法人が有している外国会社等の株式等の価額及び当該外国会社から受けた配当金に相当する金額を除外したところで計算した場合の当該株式等の価額とする。</p> <p>(特例相続非上場株式等に係る認定相続承継会社が2以上ある場合の納税猶予分の相続税額の計算)</p> <p>70の7の4-6の2 . . .</p> <p>1 当該特例相続非上場株式等に係る経営相続承継受贈者が被相続人から措置法第70条の7の4第1項の規定の適用に係る相続又は遺贈により取得をしたものとみなされたすべての認定相続承継会社の当該特例相続非上場株式等の価額の合計額(債務控除後の金額)を当該経営相続承継受贈者に係る相続税の課税価格とみなして、同条第2項第4号の規定により計算する(措置法令第40条の8の3第8項において準用する措置法令第40条の8の2第16項の規定による100円未満の端数処理は行わない)。</p> <p>(注) 特例相続非上場株式等の価額は、特例対象贈与により取得をした特例受贈非上場株式等のそれぞれの当該特例対象贈与の時ににおける価額(措置法第70条の7第2項第5号の特例受贈非上場株式等の価額をいう。)を基礎として計算することに留意する。ただし、相続の開始の時に、特例相続非上場株式等に係る認定相続承継会社又は当該認定相続承継会社の特別支配関係法人が外国会社等の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる当該特例相続非上場株式等の価額については、70の7の4-6((認定相続承継会社等が外国会社又は医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の</p>

改正後	改正前
<p>相続税額の計算の基となる特例相続非上場株式等の価額)の取扱いによることに留意する。</p> <p>2 . . .</p> <p>(経営相続承継期間の意義)</p> <p>70の7の4-7 措置法第70条の7の4第1項の規定の適用を受ける場合における同条第2項第5号に規定する経営相続承継期間(以下「<u>経営相続承継期間</u>という。)<u>は、次に掲げる場合の区分に応じ次に定めるとおりとなることに留意する。</u></p> <p>(1) 措置法70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日までの間に特例対象贈与に係る贈与者が死亡した場合</p> <p>当該死亡に係る相続の開始の日から当該5年を経過する日又は当該特例対象贈与に係る経営相続承継受贈者の死亡の日の前日のいずれか早い日までが経営相続承継期間となる。</p> <p>(2) 同項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日の翌日から猶予中贈与税額に相当する贈与税の全部につき納税の猶予に係る期限が確定する日までの期間に特例対象贈与に係る贈与者が死亡した場合</p> <p>経営相続承継期間は存在しない。</p> <p>(確定事由となる常時使用従業員の数)</p> <p>70の7の4-7の2 70の7の4-7((経営相続承継期間の意義)の(1)の場合における、措置法第70条の7の4第3項の規定により読み替えて適用する同法第70条の7の2第3項第2号の要件の判定は、同法第70条の7第2項第7号イに規定する第1種贈与基準日(以下「<u>第1種贈与基準日</u>という。)<u>における常時使用従業員の数と同法70条の7の4第2項第6号イに規定する第1種相続基準日(以下「第1種相続基準日」という。)</u>における常時使用従業員の数の合計を経営相続承継期間の末日において同法第70条の7第2項第6号に規定する経営贈与承継期間内に存する第1種贈与基準日の数と経営相続承継期間内に存する第1種相続基準日の数の合計で除して計算した数により行うことに留意する。</p> <p>(70の7の2関係通達の準用)</p> <p>70の7の4-12 70の7の2-7((申告期限前に全部確定事由が生じた場合))、70の7の2-8((相次相続控除の算式))、70の7の2-10((担保の提供等))~13((常時使用従業員の意義))、70の7の2-14の3((特定特別関係会社の意義等))、70の7の2-17((代表権を有しないこととなった場合の意義))~20((解散等をした場合等の意義))、70の7の2-22((資本金等の額の減少がその効力を生じた日の意義))~34((特定事由))及び70の7の2-37((増担保命令等に応じない</p>	<p>計算の基となる特例相続非上場株式等の価額)の取扱いによることに留意する。</p> <p>2 . . .</p> <p>(経営相続承継期間の意義)</p> <p>70の7の4-7 措置法第70条の7の4第1項の規定の適用を受ける場合における同条第2項第5号に規定する経営相続承継期間は、次に掲げる場合の区分に応じ次に定めるとおりとなることに留意する。</p> <p>(1) 措置法第70条の7第2項第6号に規定する経営贈与承継期間(以下70の7の4-7において「<u>経営贈与承継期間</u>という。)<u>内に特例対象贈与に係る贈与者が死亡した場合</u></p> <p>当該死亡に係る相続の開始の日から経営贈与承継期間の末日又は当該特例対象贈与に係る経営相続承継受贈者の死亡の日のいずれか早い日までが経営相続承継期間となる。</p> <p>(2) 経営贈与承継期間の末日の翌日から猶予中贈与税額に相当する贈与税の全部につき納税の猶予に係る期限が確定する日までの期間に特例対象贈与に係る贈与者が死亡した場合</p> <p>経営相続承継期間は存在しない。</p> <p>(新設)</p> <p>(70の7の2関係通達の準用)</p> <p>70の7の4-12 70の7の2-7((申告期限前に全部確定事由が生じた場合))、70の7の2-8((相次相続控除の算式))、70の7の2-10((担保の提供等))~13((常時使用従業員の意義))、70の7の2-14の3((特定特別関係会社の意義等))、70の7の2-17((代表権を有しないこととなった場合の意義))~20((解散等をした場合等の意義))、70の7の2-22((資本金等の額の減少がその効力を生じた日の意義))~34((特定事由))及び70の7の2-37((増担保命令等に応じない</p>

改正後	改正前
<p>場合の納税猶予の期限の繰上げ)～53((納税猶予期限の繰上げに該当することとなった日))については、経営相続承継受贈者が措置法第70条の7の4の規定の適用を受ける場合について準用する。</p>	<p>場合の納税猶予の期限の繰上げ)～48((2以上の認定承継会社がある場合の担保の取扱い))については、経営相続承継受贈者が措置法第70条の7の4の規定の適用を受ける場合について準用する。</p>